

新市の市章候補選定に係る住民アンケート実施要領（案）

（趣 旨）

第1条 この要領は、「新市の市章候補選定基準」第3条第2項の規定に基づき、新市の市章候補選定に係る住民アンケートの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（アンケートを実施する新市の市章候補作品）

第2条 住民アンケートを実施する新市の市章候補作品は、別紙のとおりとする。

（投票資格）

第3条 塩田町及び嬉野町に住所を有する者とし、年齢は問わないものとする。

（アンケート実施期間）

第4条 住民アンケートの実施期間は、平成17年10月3日から10月17日まで（締切日当日消印有効）とする。

（周知の方法）

第5条 住民アンケートについては、合併協議会だよりに、新市の市章候補作品のデザイン及びデザインの趣旨を掲載するとともに、住民アンケートの実施方法等について周知する。

（アンケートの実施方法等）

第6条 住民アンケートの実施方法等については、次のとおりとする。

(1) アンケート用紙に、次に掲げる事項（以下「必要事項」という。）を記載のうえ、各町役場、出張所及び合併協議会事務局に設置する投票箱に投函する。アンケート用紙は、各投票所に備えるほか、合併協議会だよりに掲載する。

ア 「嬉野市」に最もふさわしいと思う市章候補作品の番号（1点のみとし、2点以上記載の場合は無効とする。）

イ 住 所

ウ 氏 名

エ 電話番号

(2) アンケート用のはがき（合併協議会だよりに掲載）に必要事項を記入して、切手を貼付のうえ、合併協議会事務局へ送付する。また、官製はがきで投票する場合は、必要事項を記載するものとする。

2 投票は、1人につき1票とし、1人2票以上投票の場合はすべてを無効とする。

（アンケート結果の公表）

第7条 住民アンケートの実施結果については、合併協議会のホームページ及び合併協議会だよりで公表する。

嬉野市の「市章」候補を選んでください！

嬉野町塩田町合併協議会では、嬉野市の「市章」を選定するに当たり、住民のみなさんから広くご意見を伺うために、市章候補の住民アンケートを行うことにしました。

このアンケート結果を参考にして、協議会で嬉野市の「市章」を決定したいと思いますので、ご協力をお願いします。

対象者

塩田町及び嬉野町に住所を有する方

投票期間

平成17年10月3日～10月17日まで（当日消印有効）

< アンケート用紙 >

50円切手
を貼ってお
出してくださ
い。

8 4 3 - 0 3 0 1

藤津郡嬉野町下宿乙1298番地
嬉野町文化センター内

嬉野町塩田町合併協議会事務局 行

投票の方法**(1) 投票所で投票する場合**

投票用紙に投票する作品番号（1点のみ）住所、氏名、電話番号を記載のうえ、各役場、出張所及び合併協議会事務局に設置する投票箱に投函してください。投票用紙は、各投票所に備え付けてある用紙又はこのチラシのアンケート用紙を使用してください。

(2) はがきで投票する場合

アンケート用のはがき（このチラシのアンケート用紙）に必要事項を記入して、切手を貼って郵送してください。

また、官製はがきに必要事項を記入して、合併協議会事務局へ送付していただいても結構です。




お問い合わせ先

〒843-0301 嬉野町下宿乙1298

嬉野町塩田町合併協議会事務局

: 0954 - 20 - 4511

「嬉野市」市章の最終候補作品

番号	デザイン	趣 旨
1		嬉野市の「う」の文字をモチーフに、新市の豊かな自然環境・歴史環境のイメージとその中で未来に向かって躍動する市民のイメージを併せてデザインし、新市の発展と市の将来像を象徴的に表現しました。
2		「う」を基に、温泉の湯気とお茶の葉を意図して、塩田町章を引き継いだ、最大限に単純なデザインを描きました。円が多様な意義を持ちうる一方で、基本を大切にすることも主張し、地域の人々の未来を期待させます。
3		嬉野市の「う」をデザイン化。 名の示すように「うれしい」様を形に表しました。

投票所での投票はこちらまで

投票時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
投票所	塩 田 町 役 場
	嬉 野 町 役 場
	嬉野町役場吉田出張所
	嬉野町塩田町合併協議会事務局 (嬉野町文化センター 2 階)

【個人情報の取扱い】

このアンケートによって収集した個人情報は、新市の市章候補選考にのみ使用し、この目的の範囲外に利用したり、外部に提供したりすることはありません。

嬉野市「市章」候補アンケート用紙

嬉野市に最もふさわしいと思う
市章の作品番号をお書きください。

作品番号	番
------	---

ご注意

- 2 つ以上の記入があった場合は無効になります。
- 1 人が 2 枚以上投票した場合もすべて無効になります。

住 所	〒 -
(ふりがな) 氏 名	
電話番号	- -

新市の市章候補選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、嬉野町塩田町合併協議会(以下「合併協議会」という。)が、新市の市章候補を選定する際、必要な事項について定めることを目的とする。

(選定基準)

第2条 新市の市章候補の選定に当たっては、次の事項の一つ以上に該当する作品を選定する。

- (1) 新市がイメージできるもの
- (2) 新市の特徴を表すもの
- (3) 新市の歴史、文化等にちなんだもの
- (4) 住民の理想や願いが込められたもの
- (5) 全国的にアピールできるもの
- (6) その他新市としてふさわしいもの

(選定方法等)

第3条 新市の市章候補は、応募作品の中から3点を合併協議会新市の市章選考会(以下「選考会」という。)において、協議又は投票により決定する。

2 新市の市章候補の選定に当たっては、両町の住民及び学識経験者等の意見を参照する。

3 選考会は、新市の市章候補を合併協議会に報告し、合併協議会において市章を決定する。

(選定に当たっての留意事項)

第4条 新市の市章候補の選定に当たっては、選考会委員は次の事項に留意する。

- (1) 新市の市章募集要領第4条の要件及び第2条の選定基準に照らし検討すること
- (2) 作品のデザイン趣旨について十分考慮すること

(その他)

第5条 その他、新市の市章候補の選定に関して必要な事項は、合併協議会において定める。

附 則

この基準は、平成17年5月25日から施行する。